

(5) 緊急防除について

ア イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令

平成21年7月21日 農林水産省令第46号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令を次のように定める。

（目的）

第一条 この省令は、イモゾウムシ及びアリモドキゾウムシ（以下「イモゾウムシ等」という。）の緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条 イモゾウムシ等の緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

（移動の禁止）

第三条 防除区域内に存在するさつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部並びにその容器包装並びにイモゾウムシ等が付着し、又は付着しているおそれがあるとして植物防疫官が指定した植物又は容器包装は、防除区域以外の地域へ移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

（移動の許可）

第四条 前条ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、イモゾウムシ等の緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該植物又はその容器包装の移動の方法、移動後の管理方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、当該申請者に対し、別記様式第二号による許可証明書を交付するものとする。

3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る植物又は容器包装に添付して移動させなければならない。

（消毒又は廃棄の措置）

第五条 イモゾウムシ等が付着し、又は付着しているおそれがある植物又は容器包装を所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれらを消毒し、又は廃棄すべきことを命ぜられた者は、当該植物防疫官の指示に従い、これらを消毒し、又は廃棄しなければならない。

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年八月二十日から施行する。

（この省令の失効）

第二条 この省令は、平成二十五年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

鹿児島県指宿市（市道魚見岳線の終点を起点として県道下里湊宮ヶ浜線と市道潟山尾掛線との交点を通る直線、市道魚見岳線、市道魚見校尾掛線、農業用道路吹越三十号線、農業用道路吹越三十二号線、農業用道路吹越三十三号線、農業用道路吹越十二号線、市道吹越道下線、市道吹越道下線の終点と市道二反田川筋線の始点を結ぶ直線、市道二反田川筋線（国道二百二十六号線との交点から市道道下永嶺線との交点までの区間に限る。）、市道道下永嶺線、市道道下線、市道道下中通り線、市道二反田川線、市道宮久保線、市道二反田川筋線（市道宮久保線との交点から市道松ヶ窪線との交点までの区間に限る。）、市道松ヶ窪線、市道丈六温湯線、柳田川、九州旅客鉄道指宿枕崎線（柳田川との交点から逆瀬川との交点までの区間に限る。）及び逆瀬川に囲まれた地域に限る。）

イ イモゾウムシ・アリモドキゾウムシ等発生地域

(ア) 植物防疫法第16条の2（植物等の移動の制限）に係る移動制限地域及び植物
(植物防疫法施行規則別表三抜粋、第35条の2、第35の4関係)

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
二. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいも属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根であって第三十五条の五第一項の消毒の確認を受けたものを除く。）	サツマイモノメイガ

(植物防疫法施行規則別表四抜粋、第35条の2、第35の5関係)

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
三. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥武島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	さつまいもの生塊根	アリモドキゾウムシ
五. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）	さつまいもの生塊根	サツマイモノメイガ

注：北緯28度40分以南は奄美大島以南に相当

北緯30度以南はトカラ列島以南に相当

(イ) 移動制限地域内の移動制限植物について消毒したと認める基準
 (植物防疫法施行規則別表5 抜粋、第35条の6 関係)

植物	消毒の方法			備 考
	方 法	消毒基準温度	消毒時間	
さつまいもの生塊根	蒸熱処理	47~48度	3時間10分	8 さつまいもの生塊根の蒸熱処理は、湿度95パーセント以上の蒸熱処理庫内において、当該蒸熱処理庫内の温度を4時間で31度から41度まで一定の上昇率で上げてから行う。 9 消毒基準温度は、くん蒸にあつてはくん蒸庫内の温度とし、蒸熱処理にあつては生果実又は生塊根の中心の温度とする。

(ウ) 植物防疫法第16条の3（植物等の移動の禁止）に係る移動禁止地域及び植物
 (植物防疫法施行規則別表六抜粋、第35条の7 関係))

地 域	植 物	備考（まん延防止を必要とする有害動物）
二. 北緯二十八度四十分以南の南西諸島（大東諸島を含む。）、小笠原諸島	さつまいも属植物、あさがお属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	イモゾウムシ
四. 北緯三十度以南の南西諸島（大東諸島を含み、久米島、奥式島（沖縄県島尻郡久米島町）及びオーハ島を除く。）、小笠原諸島	おおばはまあさがお、あさがお属植物、さつまいも属植物及びひるがお属植物の生茎葉及び生塊根等の地下部（さつまいもの生塊根を除く。）	アリモドキゾウムシ

ウ ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

沿革

平成 28 年 9 月 23 日 農林水産省令第六十一号

平成 29 年 10 月 4 日 農林水産省令第六十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令を次のように定める。

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令

（趣旨）

第一条 この省令は、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行うため必要な措置につき定めるものとする。

（防除区域）

第二条 ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除を行う区域（以下「防除区域」という。）は、別表に掲げる地域とする。

（作付けの禁止）

第三条 防除区域においては、なす科植物（ソラヌム・シンブリーフオリウム及びソラヌム・ペルビアヌムを除く。以下この条及び次条第二項において同じ。）の作付けをしてはならない。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

- 一 植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウが存在していると認めたほ場以外の場所においてなす科植物の作付けをする場合
- 二 試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けてなす科植物の作付けをする場合

（作付けの許可）

第四条 前条第二号の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第一号による申請書を提出しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該なす科植物の栽培の方法その他の事項につき必要な条件を付して作付けを許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第二号による許可証明書を交付するものとする。
- 3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、当該許可に係るほ場の見やすい場所に、別記様式第三号による表示を行わなければならない。

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う

検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

- 一 防除区域内で生産されたなす科植物の生塊茎等の地下部
 - 二 防除区域内で生産されたなす科植物以外の植物の地下部のうち土の付着したもの
 - 三 防除区域以外の地域で生産された植物の地下部であって、防除区域内で生産された植物の地下部のうち土の付着したものと混在したもの
 - 四 前三号に掲げるものの容器包装
- 2 前項の検査を受けようとする者は、当該検査を受けようとする日の二日前までに植物防疫官に別記様式第四号による検査申請書を提出しなければならない。
- 3 植物防疫官は、前項の規定により検査を申請した者に対し、あらかじめ検査の期日を通知しなければならない。
- 4 第一項の検査の結果、当該移動制限植物等についてジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認めたときは、植物防疫官は、第二項の規定により検査を申請した者に対し、別記様式第五号による検査合格証明書を交付するものとする。

（移動の許可）

第六条 前条第一項ただし書の許可を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する植物防疫所を経由して農林水産大臣に別記様式第六号による申請書を提出しなければならない。

- 2 農林水産大臣は、前項の申請書の提出があった場合において、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、当該移動制限植物等の移動の方法及び移動後の管理の方法その他の事項につき必要な条件を付して移動を許可し、同項の規定により申請をした者に対し、別記様式第七号による許可証明書を交付するものとする。
- 3 前項の許可証明書の交付を受けた者は、これを当該許可に係る移動制限植物等に添付して移動させなければならない。

（廃棄の措置）

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であって、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又

は大空町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあっては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則
(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年十月二十三日から施行する。

（この省令の失効）

第二条 この省令は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表（第二条関係）

北海道網走市稻富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉